

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法



| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|------|--|--------|-------------------------------------|-----------|--------------------------|----|--------------------------|---------|---|-----------|
| ①賃金改善実施期間 | | 令和 | 6 | 年 | 4 | 月 | ～ | 令和 | 7 | 年 | 3 | 月 | (12 か月) |
| ②賃金改善を行う給与の種類 | | <input type="checkbox"/> | 基本給 | <input checked="" type="checkbox"/> | 手当(新設) | <input checked="" type="checkbox"/> | 手当(既存の増額) | <input type="checkbox"/> | 賞与 | <input type="checkbox"/> | その他 () | | |
| ③具体的な取組内容 | | (当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) | | | | | | | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 就業規則 | | <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程 | | <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | |
| | | (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。 <small>・相談員の基本給の引上げ(引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)</small> 基本給 月給 5,000円～100,000円の増額 時間給 10円～250円の増額 <small>・その他の職員の基本給の引上げ(引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)</small> 基本給 月給 5,000円～100,000円の増額 時間給 10円～250円の増額 ※上記は処遇改善加算の2分1を超える金額をベースアップとして毎月手当として支給致します。 残った金額を処遇改善加算支給した際の上昇した会社負担の法定福利費を控除した金額、そして一時金として支給する際の法定福利費を控除した金額一時金として分配致します。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 29 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定) | | | | | | | | | | | |
| ④ベースアップの実施予定 | | <input checked="" type="checkbox"/> | 実施する | 実施しない場合、やむを得ない事情 | | | | | | | | | |

3 福祉・介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1) (参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
 ※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

| | | | | | |
|---|--|-----------|---|---|---|
| ① | 令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2 | 1,926,310 | 円 | ← | ○ |
| ② | 令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること) | 1,927,000 | 円 | ← | |

【記入上の注意】

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
 ※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

| | | | |
|-------------------------------------|--|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。 | ← | ○ |
|-------------------------------------|--|---|---|

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、福祉・介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

(4) キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】 ⇒ キャリアパス要件 I と II の両方 を満たすこと。

該当

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ←

| | |
|----------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> イ | 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 |
| <input type="checkbox"/> ロ | イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 |
| <input type="checkbox"/> ハ | イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。 |

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
| イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載) | <input checked="" type="checkbox"/> ① | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること |
| | <input type="checkbox"/> ② | 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること |

ロ について、全ての福祉・介護職員に周知している。

(5) キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

次のイとロの両方の基準を満たす。 ←

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。) | <input type="checkbox"/> ① | 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 |
| | <input type="checkbox"/> ② | 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ③ | 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 |

ロ について、全ての福祉・介護職員に周知している。